

慶應義塾健康保険組合 出産育児一時金・付加金について

(2023.4.1)

出産育児一時金の受け取り方には次の3種類(A~C)があります。

どれを選択するかは、分娩機関が「直接支払制度」および「受取代理制度」を導入しているかどうかで制約を受けますが、与えられた選択肢の中で決定するのはご本人(被保険者)です。

それぞれ手続き方法が異なりますので、最適なものを選び、分娩機関へ意思を伝えてください。

※海外での出産の場合はC. の償還払いのみになります。

制度の種類	制度の概要	健保組合への申請		健保組合への申請の時期	被保険者が医療機関等へ支払う出産費用
		出産育児一時金 (50万円) (産科医療補償制度未加入の機関での出産の場合は48万4千円)	付加金 (3万6千円)		
A. 直接支払	出産育児一時金の額を上限として、健保組合から支払機関(社会保険診療報酬支払基金)を通じて、医療機関等へ出産費用を支払う制度	分娩予定の医療機関等にて合意文書を取り交わすだけで、 健保組合への申請は不要		—	出産育児一時金の額を上回った額
B. 受取代理	分娩予定の医療機関等を受取代理人とし、被保険者が健保組合へ事前に申請することにより、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金(付加金を含む)を受け取る制度	出産育児一時金請求書【受取代理用】 ※ 医療機関等の受取代理欄への記載が必要 【添付書類】 ① 氏名、出産予定日のわかる母子健康手帳のページ または 証明書等の写し ※ 出産費用が出産育児一時金と付加金の合計額を下回った場合の差額については、医療機関等からの請求を確認後、被保険者に支給		出産前 (予定日2ヶ月程度前)	出産育児一時金と付加金の合計額を上回った額
C. 償還払い	医療機関等で出産費用を全額支払い、後日、健保組合へ申請し、出産育児一時金(付加金を含む)を受け取る方法 ※ 海外での出産の場合はC.償還払いのみ	出産育児一時金請求書【直接支払制度を利用しない場合】 ※ 医療機関等の証明欄への記載が必要 【添付書類】 ① 領収・明細書の原本 (産科医療補償制度加入の医療機関等の場合は、所定スタンプの押印がされていること) ② 直接支払いではない旨の合意文書の写し (海外で出産した場合は不要) ③ 医療機関又は公的機関が発行した出生証明書などの原本 (請求書の医療機関等の証明欄に証明を受けられなかった場合に必要)		出産後	費用の全額

※ 直接支払制度利用に関する合意文書は、各医療機関から交付されます。

※ 付加金の支給は、出産日に慶應義塾健康保険組合の資格のある方が対象です。

※ 海外で出産し、領収・明細書や証明書等が外国語で記載されている場合は翻訳文を添付してください。

詳細は「慶應義塾健康保険組合」ウェブサイトをご参照ください。 <http://www.kenpo.keio.ac.jp>

